

を得ることが求められています。「誰がこのような内容を説明しました。(事業者側)」「こういう説明を受けて同意しました。(障がい者または保護者側)」ということ、名前を書き押印して書類として残すことが指導されています。

また、事業所のサービス管理責任者は、利用者または障がい児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した「個別支援計画」を作成しなければなりません。「どういった課題に対して何を目標にどのようなサービスを提供するか」等を個々の状況を把握し希望を踏まえて作成し、説明とともに交付しなければなりません。どのような個別支援計画書を事業所からもらっているか、今一度確認してみてください。



(県が指導に回る中で、個別支援計画が不十分な所が見受けられるようで、重点的に指導が必要とのことでした。)

#### 福祉施策と労働施策の連携について

一般企業への就労を支援していくため、福祉と労働分野が連携をしながら就職までの支援、就職後のフォローを進める仕組みになっています。

#### 最後に(主任からこのような言葉をいただきました。)

事業者と利用者は対等な関係。利用者が事業所を選べる仕組みであることをご理解いただきたい。利用者は事業者を「厳しい目で見て・要求」し、それに事業者が応える形でお互いにより良いものを目指していくことも必要。自分はどう暮らしたいのか、お父さんがどういう生活をしたいのか、そのためには最適なサービスは何か・・・、自立支援法の仕組みをきちんと活用してサービスを使うこと。サービスを選んで使っていく認識を持ち、障がいのある方の可能性を伸ばしていくためにサービスを使う。そういう意識を持っていただきたい。

## 福井市からの説明(福井市福祉保健部障害福祉課 副主幹 重森 一恵 氏)

重森副主幹からは、市の窓口現場での具体的な話も含めてご説明をいただきました。

### 障害程度区分判定、サービス利用について

- ・申請手続き、支給決定までの手続き(標準利用期間の延長を含む)
- ・利用者負担の決定方法

### 地域生活支援事業について

#### 障害福祉サービスの利用の流れについて

サービスを受けるためには、サービスを受けたい人の住民票がある市町の障害福祉担当窓口への 相談・申請 調査 審査・判定 決定(認定)・通知 事業者と契約 サービスの利用開始、という一連の手続きが必要です。この手続きは18歳以上(障がい者)か未満(障がい児)によって、また受けたいサービスの内容により方法が変わります。

その中で、「認定調査の調査場所」「障害程度区分を決める審査会の委員と組織」「サービスの標準利用期間の延長(就労移行支援事業、自立訓練(機能訓練・生活訓練))」「利用者負担の決定方法」を取り上げて、福井市の例も挙げながら説明いただきました。

#### 地域生活支援事業について

障害福祉サービスとは別に、市町が実施主体となっている事業です。事業一例として、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具の給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」「その他の事業」があります。その中で特にニーズが高い事業が、「その他の事業」に含まれる「日中一時支援事業」とのこと、特に障害児の放課後お預かりのニーズが増えているそうです。また、外出を支援する「移動支援事業」も今後要望が高くなるだろうとのことでした。

この地域生活支援事業は、市町が実施主体となっているため、地域のニーズ等に応じて独自の個性(特徴)を出して実施できる事業です。よって、市町により事業の種類や単価、支給決定等が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市町の担当窓口へお問い合わせください。

当日のメモ・録音からまとめたものです。詳しい内容は、データとして事務局で保存しています。閲覧は可能です。

## 質疑応答より(抜粋)

質疑応答では、越前市福祉保健部社会福祉課 主幹 見延政和氏からもご説明をいただきました。

- Q. 就労移行支援事業の標準利用期間は 24 ヶ月 ( 2 年 )、期限が過ぎた場合、3・6・9・12 ヶ月と延長があると聞いたが、その基準は？
- A. 就労移行支援事業は一般就労へつなげるためのサービス。標準期間が終了する場合、「あと ヶ月あれば就職できる」「この方はやはりあと 1 年必要」などの事由がある場合、サービス利用の延長を審査会にかけ、審査会が必要と認めた場合に、1 年だけ延長ができる。延長期間が 3・6・・・ヶ月と決まっているのではなく、個々の状況により審査会で判断される。
- Q. 高齢の障がい者への支援方法について、一般の人は 60 歳定年。障がい者も 60 歳定年となった場合、県ではどのようなことを考えているか。そのまま継続して支援ができる方法があるか？
- A. 障害福祉施設を利用している場合、何歳になったら施設を出なければならないということはない。介護保険で提供できないサービスは障がい者のサービスを使って構わない。ただし、就労移行支援事業の場合は一般企業への就職を目標にしているため、利用対象を 65 歳未満の方にしている。
- Q. 就労移行支援事業を利用しているが、個別支援計画も充分でなく、3 ヶ月毎のモニタリングも受けていない。事業所の運営が厳しくなったのか、シルバーさんが作業を見守っている状態で、とても就労支援を受けているとは思えない。実習の話もない。どう事業所にアプローチしていくと良いか？
- A. 個別支援計画の作成は事業所のサービス管理責任者の仕事。その人に話をするか、苦情申し立ての窓口が事業所ごとに決められているはずなので、そこへお話をさせていただく。または事業所との話ではらちが明かなければ相談支援事業所に話をする手段もある。
- Q. 地域生活支援事業の具体的な内容が知りたい。
- A. 市町が実施主体の事業で、市町により色々な事業がある。障害福祉サービスの穴埋め的な事業もあつたりするので、ぜひ窓口へ寄って説明を受けていただきたい。
- Q. 老人のケアマネはいるが、知的のケアマネやケアマネ事業はあるか？
- A. 障害福祉サービスではケアマネージャーはいない。その役割を担うものとして、地域生活支援事業の「相談支援事業」を各市町が委託し相談支援事業者を置いている。福井市では 4 ヶ所に委託しているが、フルに活動し色々な相談で動いている。市の窓口や相談支援事業所・事業所の担当者・社協など、どこが相談を受けても色々な所につないだり、ある意味ケアマネ的な役割ができるという意識をもっているが、実際に数としては足りないと思う。
- Q. 行政としてサービス管理責任者を集めて説明をしているか？
- A. サービス管理責任者になるためには、事業所ごとに相談支援の研修やサービス管理責任者の研修を受け尚且つ実務経験もあるという要件を満たさなければならない。
- Q. 事業所は運営がいっぱいいっぱい ( 大変 ) なのか？
- A. 事業所には従前収入の 9 割保障をしている。例えば新体系に移行する前に 100 万円の収入があったならば、今は 90 万円までは保障する制度になっている。必要な人が雇えなくなるほどのことは思っていない。
- Q. 県・市は事業所に対してお金を出しているが、監査・監督する行為はないのか。例えばサービス内容が欠落していたり、してもらえないとなると、ただ文字に書いてあるだけになってしまう。監督・指導はどの程度やっているか。
- A. 報酬支払いについては市町が支給決定する関係上、調査する権限がある。事業所の運営については県が指定していることから県が監査に入っている。行政が事業所に行って見てくることは、人員配置の基準・設備基準・運営基準などの基準が守られているかが主。実際にサービス提供の現場がどうかという確認までは正直出来ていない。本当にサービスが提供されていないということであれば、それはおかしいので、事業所に言いくいのであれば最寄りの市町窓口なり県にでも言っていただければ、苦情をいただいたその都度事業所に対して確認や指導はしている。

